

都市計画道路事業（浜坂駅港湾線）の施行について

都市計画道路浜坂駅港湾線については、令和元年8月9日、国土交通省近畿地方整備局告示第28号に基づき事業を実施することになりました。施工する事業地は下記のとおりです。

なお、都市計画法第67条の規定により、令和元年8月9日以降、事業地内の土地建物等を兵庫県以外の者に有償譲渡しようとする場合は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方等をあらかじめ書面をもって兵庫県に届け出なければなりません。同法第67条の規定に違反して、届け出をしないで土地又は土地建物等を有償で譲渡した場合は、同法第95条により50万円以下の過料に処することになりますので、特にご注意下さい。

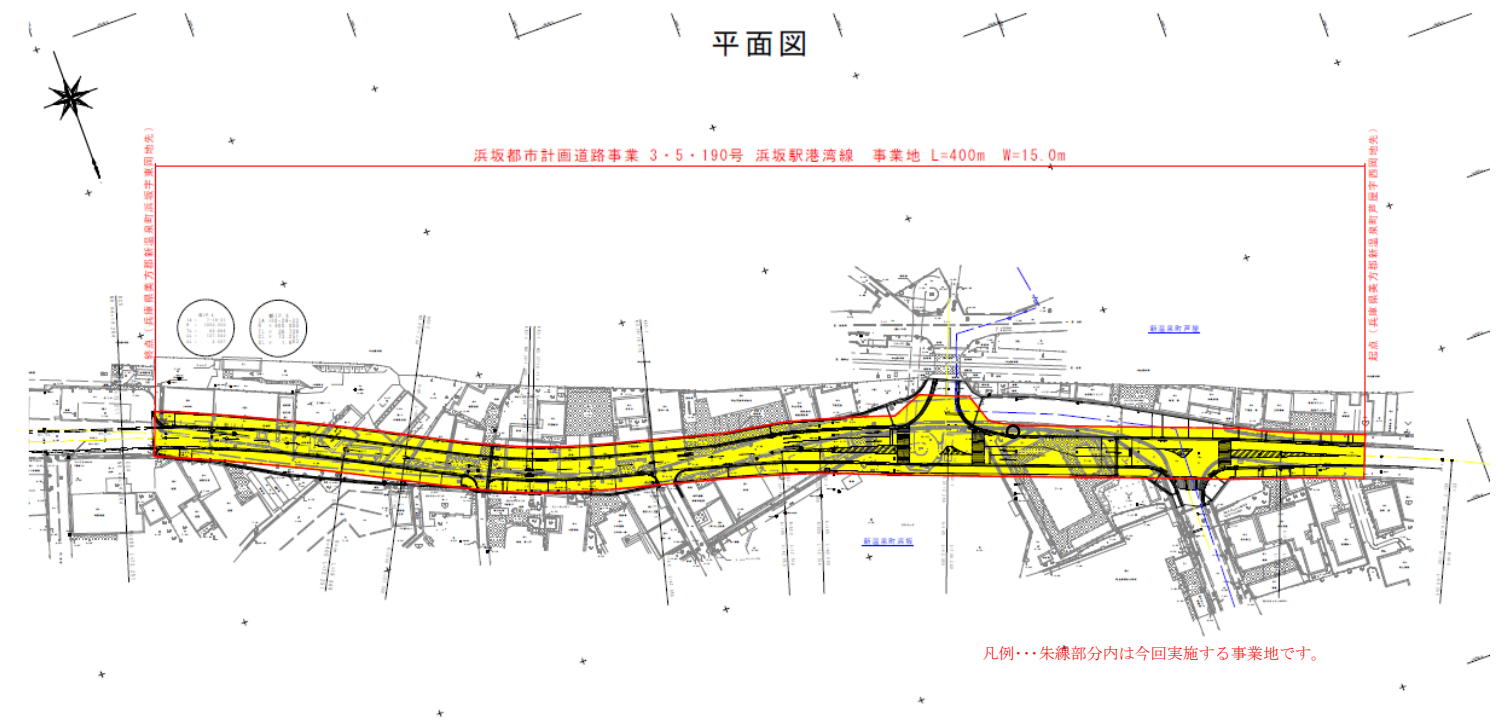
事業内容の詳細及び上記の有償譲渡に関する届け出等についてお尋ねがある場合は、下記土木事務所にご照会ください。

令和元年9月

兵 庫 県

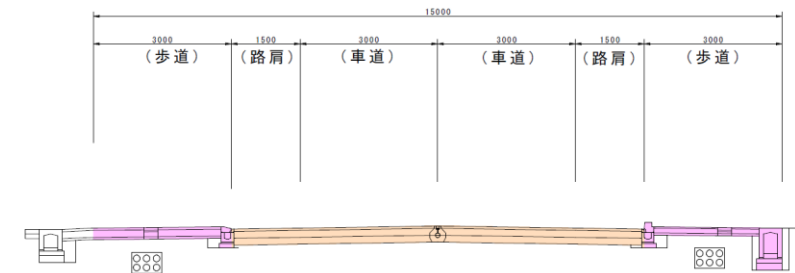
記

1. 都市計画事業の種類及び名称
浜坂都市計画道路事業 3・5・190号 浜坂駅港湾線
2. 施行日
令和元年8月9日～
3. 設計の概要
延長 400m 幅員 15m 車線数 2車線
4. 施行者の名称
兵 庫 県
5. 事務所の所在地及び名称
兵庫県美方郡新温泉町芦屋 522-4
兵庫県但馬県民局 新温泉土木事務所
(担当課) 道路第1課 電話(0796)－82－5687
6. 事業地の所在
兵庫県美方郡新温泉町浜坂字東岡、字奥中町及び字西岡並びに芦屋字西岡地内



標準横断面図

NO. 37付近
一般部



NO. 28付近
交差点部

